

○建築許可等の同意事務取扱規程

昭和四二年四月一日
仙台市消防局訓令第九号

(趣旨)

第一条 この訓令は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)第七条の規定による同意(以下「同意」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五一、一・全改、平一〇、三・改正)

(同意者)

第二条 同意は、消防署長(以下「署長」という。)が行うものとする。

(平元、三・全改、平一〇、三・改正)

(同意の審査)

第三条 同意は、同意に係る建築物の許可又は確認(次条第一号及び第六条において「許可等」という。)に係る計画が関係法令に基づく建築物の防火に関する規定に適合するか否かを審査して行うものとする。この場合において、審査は、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第一号、第六条並びに第九条第一項及び第二項において同じ。))を含む。以下この項において同じ。))により、又は必要に応じて書面及び現地調査により、法第七条第二項に定める期間内に行わなければならない。

(平元、三・全改、平一〇、三・改正、令七、七・改正)

(同意の処理)

第四条 前条の規定による審査は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 署長は、市長から委任を受けた者、都市整備局に置く建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四条第一項の建築主事若しくは同条第七項の建築副主事又は同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(第三号及び第八条においてこれらを「建築主事等」という。)から許可等の申請書及びその添付図書(当該申請書及び添付図書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号及び第三号においてこれらを「申請書等」という。)の送付を受けたときは、仙台市火災調査規程(平成十八年仙台市消防局訓令第五号)第二条第十七号に規定する仙台市総合消防情報システム(第九条第三項において「仙台市総合消防情報システム」という。)により受付を行い、前条の規定による審査を行うものとする。
- 二 署長は、申請書等に基づき、次条に定める同意の処理基準により、同意その他の処理を行うものとする。
- 三 署長は、同意その他の処理終了後速やかに建築主事等に申請書を送付し、その結果を通知するものとする。

(平元、三・全改、平一〇、三・平一一、三・平二七、三・改正、令六、一二・改正、令七、七・改正)

(同意の処理基準)

第五条 同意の処理基準は、次の各号の定めるところによる。

一 同意 同意に係る建築物の計画が防火に関する規定に適合している場合に行うもの

二 不同意 同意に係る建築物の計画が防火に関する規定に適合していない場合に理由を付して行うもの

三 審査不能 同意に係る建築物の計画が防火に関する規定に適合するか否かを判定することができない場合又は当該建築物の計画が現地と相違し、防火に関する規定上支障があり計画変更を要する場合に理由を付して行うもの

(平元、三・全改、令六、一二・改正、令七、七・改正)

(同意又は不同意の表示)

第六条 署長は、前条に定める同意の処理基準に基づき同意又は不同意とするときは、許可等の申請が書面により行われた場合にあっては許可等の申請書の正本に同意の証印又は不同意の証印を押すものとし、当該申請が電磁的記録を用いて行われた場合にあっては許可等の申請書に同意又は不同意の旨を記録するものとする。

(平元、三・全改、平一〇、三・改正、令六、一二・改正、令七、七・改正)

(不同意等の場合の処置)

第七条 署長は、不同意又は審査不能の旨を通知する場合は、その理由を併せて通知するものとする。

(昭五一、一・昭六三、三・平元、三・平一〇、三・改正、令六、一二・改正、令七、七・改正)

(計画通知の処理)

第八条 建築基準法第九十三条第四項の規定による通知（同法第十八条第二項又は第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（次条第一項において「計画通知」という。）を受けた建築主事等が署長に通知するものに限る。）の処理については、第二条から前条までの規定を準用する。この場合において、第六条中「同意の証印又は不同意の証印」とあるのは「支障がない旨の証印又は支障がある旨の証印」と、「同意又は不同意の旨」とあるのは「支障がない旨又は支障がある旨」と読み替えるものとする。

(平元、三・追加、平二五、五・改正、令六、一二・改正、令七、七・改正)

(消防用設備等設置計画書)

第九条 署長は、法第十七条の規定に基づく消防用設備等を設置しなければならない建築物の関係者から消防用設備等設置計画書（当該計画書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項及び第三項において同じ。）を、建築基準法第六条第一項若しくは第

六条の二第一項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画通知をする日までに提出させるものとする。

2 消防用設備等設置計画書には、普通階無窓階算定書、消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図（これらの図書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添付するものとする。ただし、消防用設備等の性質上不用と認められる図書の添付は、省略することができる。

3 署長は、消防用設備等設置計画書を提出させたときは、仙台市総合消防情報システムにより受付を行い、処理するものとする。

（昭五一、一・改正、平元、三・旧第八条繰下・改正、平一一、三・改正、令七、七・改正）
（同意後の工事の指導）

第十条 署長は、同意を得た建築物について、防火に関する規定及び消防用設備等の設置を完全に実施させるため着工からしゅん工まで、適宜、工事の指導を行うものとする。

2 署長は、工事の指導に当たり著しく不備欠陥のあるものについては、当該建築物の関係者に消防用設備等設置指示書を交付し、是正させなければならない。

（昭四九、七・改正、昭五一、一・旧第十条繰下・改正、平元、三・旧第九条繰下・改正）
（特異事案の協議）

第十一条 署長は、同意に関して特異な事案があった場合は、消防局長と協議するものとする。

（平一〇、三・全改、令六、一二・改正）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭四五、四・改正）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭四九、七・改正）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一、一・改正）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭六三、三・改正）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭六三、九・改正）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平元、三・改正）

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平一〇、三・改正）

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平一一、三・改正）

この訓令は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平二五、五・改正)

この訓令は、平成二十五年五月十四日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和三、三・改正)

この訓令は、令和三年四月一日から実施する。

附 則 (令和六、二・改正)

この訓令は、令和六年四月一日から実施する。

附 則 (令和六、一二・改正)

この訓令は、令和六年一二月一六日から実施する。

附 則 (令和七、七・改正)

(施行期日)

1 この訓令は、令和七年七月一日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第九条第一項及び第二項の規定は、この訓令の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この項において「確認の申請等」という。）が行われる建築物に係る改正後の第九条第一項の消防用設備等設置計画書の提出について適用し、同日前に確認の申請等が行われた建築物に係る当該消防用設備等設置計画書の提出については、なお従前の例による。